

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2016年3月25日

【会社名】 株式会社資生堂

【英訳名】 Shiseido Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役  
執行役員社長 兼 CEO 魚谷 雅彦

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目5番5号

【電話番号】 03(3572)5111

【事務連絡者氏名】 財務部長 堂園 正樹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番2号

【電話番号】 03(6218)5490

【事務連絡者氏名】 財務部長 堂園 正樹

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当  
(発行価額の総額) 175,965,300円  
(新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い  
込むべき金額の合計額を合算した金額) 176,039,500円  
(注) 1 本募集は2015年6月23日開催の当社定時株主総会決議及  
び、2016年2月23日開催の当社取締役会の決議に基づき、  
ストックオプションとして新株予約権を発行するもので  
す。  
2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際  
して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、2016年  
2月18日の時価を基礎として算出された見込額です。  
3 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新  
株予約権の付与対象者がその権利を喪失した場合及び当社  
が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証  
券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込む  
べき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2016年2月23日付をもって提出した有価証券届出書及び2016年2月26日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、2016年3月25日に有価証券報告書(第116期 自 2015年4月1日 至 2015年12月31日)を関東財務局長に提出したことに伴い、参照書類に当該有価証券報告書を追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち、「第116期連結計算書類及び第116期計算書類」及び「2015年12月期(2015年4月1日から2015年12月31日まで)の業績の概要」と題する書面を削除するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

## 2 【訂正事項】

### 第三部 参照情報

#### 第1 参照書類

#### 第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2016年2月23日に提出した有価証券届出書に添付していた「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

第116期連結計算書類及び第116期計算書類

2015年12月期(2015年4月1日から2015年12月31日まで)の業績の概要

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

### 第三部 【参照情報】

#### 第1 【参照書類】

<訂正前>

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第115期(自2014年4月1日 至2015年3月31日) 2015年6月23日関東財務局長に提出

#### 2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第116期第1四半期(自2015年4月1日 至2015年6月30日) 2015年8月6日に関東財務局長に提出

#### 3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第116期第2四半期(自2015年7月1日 至2015年9月30日) 2015年11月10日に関東財務局長に提出

#### 4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2016年2月23日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2015年6月24日に関東財務局長に提出

#### 5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2016年2月23日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2015年6月30日に関東財務局長に提出

#### 6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2016年2月23日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づく臨時報告書を2015年9月30日に関東財務局長に提出

## 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2016年2月23日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2015年12月28日に関東財務局長に提出

<訂正後>

会社の概況及び事業の概況等、金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

## 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第116期(自2015年4月1日 至2015年12月31日) 2016年3月25日関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

<訂正前>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2016年2月23日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、将来に関する事項には、リスクや不確定な要素等の要因が含まれており、実際の成果や業績等は、記載の見通しとは異なる可能性があります。

<訂正後>

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2016年3月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、将来に関する事項には、リスクや不確定な要素等の要因が含まれており、実際の成果や業績等は、記載の見通しとは異なる可能性があります。